

令和7年7月18日  
大臣官房参事官（建設人材・資材）  
不動産・建設経済局建設振興課

## 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」のシンボルマークを公募！

～あなたのデザインが建設業の処遇改善の取組を示すシンボルマークになります～

国土交通省は、「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」のシンボルマーク公募を令和7年7月18日（金）～8月18日（月）の間、実施します。

### 1. 自主宣言制度とは

国土交通省では、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を内外に宣言することにより、技能者から発注者・エンドユーザーに至るまでのサプライチェーンの中で当該事業者が適切に評価され、ひいては受注機会が確保されることや就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的として、今年中を目途に「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」を創設する予定としています。

### 2. 公募内容

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の創設にあたり、本制度の取組を示すシンボルマークを募集します。多くの事業者（建設工事における元請事業者・下請事業者・発注者）や建設業従事者にとって魅力的なシンボルマークを求めています。

### 3. 応募資格

- ・身分、資格は問いません。
- ・応募するシンボルマークは未発表かつオリジナルのものに限ります。
- ・複数作品の応募が可能です。

### 4. 公募期間

令和7年7月18日（金）～8月18日（月）

### 5. 応募方法

以下URLより詳細をご確認いただき、ご応募ください。

<https://www.pwc.com/jp/ja/news-room/2025/self-declaration-system-symbol-mark-2507.html>

### 6. 問合せ先（シンボルマークの応募に関する内容）

PwC コンサルティング合同会社

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」のシンボルマーク公募事務局

[jp\\_info\\_mlitt\\_workstyle-mbx@pwc.com](mailto:jp_info_mlitt_workstyle-mbx@pwc.com)

#### 【問合せ先】

（「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する内容）

不動産・建設経済局建設振興課 鬼丸、井上

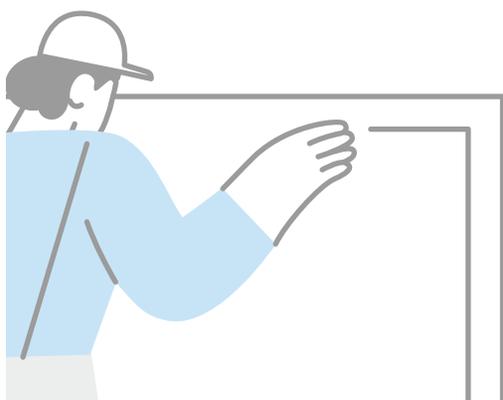
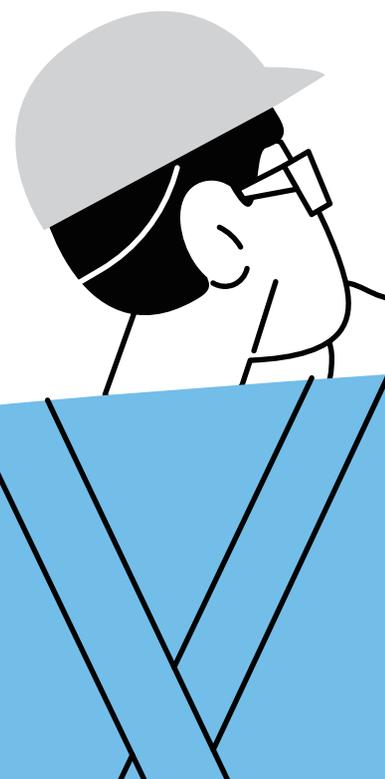
代表：03-5253-8111（内線：24856、24854） 直通：03-5253-8283



# 建設技能者を 大切にしている企業の 自主宣言制度

## シンボルマーク募集

国土交通省は、建設技能者を大切にしている企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、サプライチェーン全体で建設技能者の処遇改善に取り組む機運を醸成するための、「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度」のシンボルマークを公募いたします。



あなたのデザインが建設業の処遇改善の取組を示すシンボルマークになります！

**公募期間** 2025.7.18 - 8.18



目的	建設技能者を大切にする企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の確保等につなげるとともに、サプライチェーン全体で建設技能者の処遇改善に取り組む機運を醸成することが重要であり、そのために、新たに「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」を導入することとしています。本制度において、建設業における持続的な処遇改善の取組を行っていることを示す、広報活動をはじめとした様々な場で使用するためのシンボルマークを公募します。	
公募内容	建設業における持続的な処遇改善の取組の実現（社会・業界の意識改革）を目指す「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」を表すシンボルマークを募集します。多くの事業者（建設工事における元請事業者・下請事業者・発注者）の方々にとって魅力的なシンボルマークを求めています。※建設業界を表すモチーフは自由（具象・抽象どちらも可）	
取組の補足	<p>「建設技能者を大切にする企業」の自主宣言制度の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●処遇改善や働き方改革の推進を後押しする枠組み</li> <li>●技能者を大切にする企業が適切に評価される仕組み</li> <li>●技能者の処遇改善、賃上げ等の取組が持続的に行われるための枠組み</li> </ul> <p>「建設技能者を大切にする企業」の自主宣言制度の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●技能者を大切にする企業の可視化</li> <li>●企業の競争優位性の獲得</li> <li>●社会・業界の意識改革</li> </ul>	<p>「建設技能者を大切にする企業」の自主宣言制度の提供価値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自主宣言事業者の人材獲得、ブランドイメージ向上</li> <li>●建設工事に従事する技能者の処遇改善、賃上げ等の実現</li> </ul>
想定使用用途	建設現場におけるポスターやチラシ、デジタルサイネージなどの掲出物、名刺や Web サイトでの使用	
応募フォーマット	<p>応募作品を A4 シートにまとめた PDF データ 1 点（プレゼンテーションシート）A4 サイズ（210mm×297mm）片面ヨコ使い 1 枚に作品の概要をまとめ、PDF データに変換してください。なお応募作品は PDF のフォーマットを使用してください。</p> <p>《留意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色数は自由ですが、単色での利用も考慮し、カラー／モノクロを制作してください。</li> <li>・必ずデータ（応募フォーマット）で応募することとし、ファイル形式はベクター形式（PDF）の提出で 10MB 以内としてください。</li> <li>・シンボルマークの下部または周囲に事業名等が追加で記載されて使用されることも想定して制作してください。</li> </ul>	
選考	<p>コンセプトを明快かつ的確に表現しているか、独創性や美しさに加えて、モノクロプリント時に視認性が高いか、レイアウト上のおさまりなど、シンボルマークとしての使いやすさを選定にあたって重視いたします。</p> <p>公募期間経過後に事務局が定める選考方法によりシンボルマークとして 1 作品を決定します。</p>	
発表	選考作品は本年 10 月頃に国土交通省 HP にて発表を予定しています。	
応募資格	①身分、資格は問いません。②応募するシンボルマークは未発表かつオリジナルのものに限ります。③複数作品の応募が可能です。	
応募方法	<p>以下の内容をメール本文に記載の上、作品を添付し、下記アドレスまで電子メールにて御応募ください。</p> <p>《メール本文に記載いただく内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名・年齢・住所・所属（勤務先、学校等）</li> <li>・電話番号（昼の時間帯につながる連絡先）</li> </ul> <p>※メールの件名は「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度シンボルマーク応募」としてください。</p> <p>《応募フォーマットに関して》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募フォーマットを HP よりダウンロードしていただき、作成したシンボルマークの配置、コンセプト等を記載してください。</li> </ul>	
提出先	jp_info_mlit_workstyle-mbx@pwc.com	
その他留意事項	必ず Web サイトにて留意事項をご確認の上で応募してください。	
お問い合わせ	jp_info_mlit_workstyle-mbx@pwc.com	

# 自主宣言制度による事業者の見える化

- ◆建設企業が、適正な労務費の見積り、技能者の処遇改善に積極的に取り組んでも、外部からはその取組状況が見えづらいことから評価されず、競争上は不利になるおそれもある。
- ◆技能者を大切にしている企業の取組を可視化し、その評価を向上させ、受注機会の確保等につなげることが必要。また、今般の担い手3法の改正を契機に、サプライチェーン全体で建設技能者の処遇改善に取り組むマインドを広げていくことが重要。

## 方針

- 各主体は、建設産業の担い手確保のため、以下の取組を行う旨を宣言。

### 【元請・下請】

- ・労務費の基準を活用して、労務費等を内訳明示した見積書を作成すること
- ・下請から提出される労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮すること
- ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと（CCUSレベル別年収を支払うこと等）
- ・国が技能者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること
- ・CCUSを活用すること（就業履歴蓄積に必要な環境整備に取り組むこと／詳細型の技能者登録を行うこと） 等

### 【発注者】

- ・元請から提出される労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮すること 等

- 宣言企業は、ロゴマークを使用可能とし、企業一覧をHPで公表。また、宣言企業に対して、表彰での加点、経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討。